

八王子市学園都市センター指定管理者（2期目）

申請事務手続要領

平成22年7月

八 王 子 市

八王子市学園都市センター（以下「センター」という。）の設置趣旨に沿った管理運営を効果的・効率的かつ安定的に行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項及び八王子市学園都市センター条例（平成 8 年八王子市条例第 34 号。以下「条例」という。）の規定により、センターの管理運営に関する業務を行う指定管理者について、その指定の申請手続きを下記のとおり定める。

1. 対象となる施設の概要（平成 9 年 4 月 1 2 日開設）

(1) 施設の名称	八王子市学園都市センター
(2) 所在地	八王子市旭町 9 番 1 号 八王子スクエアビル 11 階・12 階・13 階の一部
(3) 施設の目的	大学と市民に文化・学習活動や各種の情報収集の場を提供し、これらの幅広い交流を図り、もって魅力と活力ある学園都市づくりに寄与することを目的とする。
(4) 施設規模・構造	建物敷地面積 4,296.96 m ² 延床面積 41,987.85 m ² のうち 3,173.22 m ² （11 階～13 階部分） 鉄骨造
(5) 施設内容	イベントホール、ギャラリーホール（2 室）、セミナー室（5 室） サウンドルーム、和室、情報センター、学生交流室・国際交流室、 国際交流コーナー、交流サロン（喫茶スペース）
(6) 施設の開館時間 及び休館日	開館時間 午前 9 時から午後 10 時まで 休館日 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

2. 指定予定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3. 管理運営の基本的方針

センターは大学と市民に文化・学習活動や各種情報収集の場を提供し、幅広い交流を図り、魅力と活力ある学園都市づくりに寄与することを目的とした施設である。よって、指定管理者には、管理運営業務の遂行にあたり、市民が広く利用する公の施設としての役割を認識し、利用者にとって快適な施設等の環境づくりのために、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努め、また、多くの大学や学生のセンター利用促進を図るとともに、市内大学等との安定的かつ円滑な連携、八王子学園都市大学（いちょう塾）の取組、大学コンソーシアム八王子との連携を通じて、学園都市づくりを推進することを求める。

4. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、別に定める「**八王子市学園都市センター管理業務（2 期目）仕様書**」により、センターの管理運営業務を遂行する。

- (1) 地方自治法
- (2) 条例及び八王子市学園都市センター条例施行規則（平成 17 年八王子市規則第 58 号）。

以下「規則」という。)

(3) その他管理運営業務に適用される法令等

5. 損害賠償

- (1) 指定管理者は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 損害賠償額は、市と指定管理者が協議の上定める。

6. 保険

指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合に損害を賠償できるよう、適切な保険等に参加するなどにより資力を確保しなければならない。

7. 経費に関する事項

指定管理者は、管理運営業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料及び利用料金等収入によって賄うものとする。指定管理料は、災害時等の特別の場合を除き原則として増額しないので、事業計画書及び収支予算書立案の際は、注意すること。

なお、実施額が予算額を上回る場合及び緊急で規模の大きい故障等により多大な支出が発生した場合は、別途協議する。

一方、不可抗力等によらず、利用料金収入が減収となった場合において、市は指定管理料による補填を行わない。

(1) 指定管理料の支払い

指定管理料は、各会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、事業計画書及び収支予算書において提示のあった金額を踏まえ、市の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定書を締結して概算払いとして支払う。なお、支払い回数、時期等は指定管理者と協議する。

(2) 指定管理料の精算

指定管理業務を確実に実施した上で、指定管理者の努力により利用料金収入の増加や支出の縮減などにより余剰金が生み出された場合、原則として精算による返還は求めない。

ただし、人件費及び修繕費は、実施額が予算額を下回る場合は余剰金を返還すること。

(3) 区分経理

指定管理者は、本事業の経理業務を行うにあたり、団体自体とは分離して経理書類を作成し、市の開示要求及び監査、調査の要求があった場合には経理書類を開示できるように書類及び体制を整備すること。

(4) 市が支払う経費に含まれるもの

ア. 人件費

イ. 事務費（事務用消耗品費、通信運搬費、公租公課等）

ウ. 管理費（管理用消耗品費、定期点検費、光熱水費、保守管理費等）

エ. 負担金（共益費等）

オ. 修繕費（1件130万円未満）

カ. 広報宣伝費

キ. 備品購入費（1件20万円未満で指定管理者が特に必要とする場合）

※指定管理料は、これらの項目から、「(5) 収入として見込まれるもの」を差し引いた額とする。

(5) 収入として見込まれるもの（指定管理料以外）

ア. 利用料金収入

イ. チケットの受託販売による手数料収入

※平成23年度の利用分で平成22年度中に前指定管理者が収受した利用料金等については引き継がれるので、平成23年度の収入とすること。

(6) 利用料金の取り扱い

利用料金は、条例に定める上限の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て決める。

8. 市と指定管理者との責任分担

次の表に掲げる事案に係る市と指定管理者との責任分担は、原則として同表に定めるとおりとする。

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物品費等の物価変動		○
書類の誤り	市が作成した書類に誤りがあるもの	○	
	指定管理者が作成した書類に誤りがあるもの		○
法令の変更等	本業務に影響を及ぼす法令等の新設・変更	協議	
税制の変更	本業務に影響を及ぼす税制の変更	協議	
施設・設備・備品の損傷	管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議	
施設・設備・備品の修繕	管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもので1件130万円未満の損傷		○
	それ以外のもの	協議	
利用者	管理上の瑕疵による損害賠償の発生		○
	管理運営に関する住民、利用者の要望		○
不可抗力	風水害、地震、暴動等、指定管理者の責めに帰すことのできない自然現象、人為的現象による履行不能	協議	
	上記以外の場合		
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、本業務の継続に支障が生じる、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の損失	○	

9. 申請方法

(1) 提出書類

- (6) 利用者が、公平に施設利用ができるようにするための考え方及びその取組。
- (7) 開館日及び開館時間等についての考え方。
- (8) 採算性と市民利用に配慮した利用料金の考え方と設定案。
- (9) 管理経費のコスト削減を図る方策。
- (10) センターの設置目的を踏まえた利用者の満足度を高める方策。
- (11) 八王子学園都市大学（いちょう塾）への取組及び大学コンソーシアム八王子との連携についての考え方。
- (12) 個人情報の保護対策、管理運営の透明性を図るための情報公開の取組。
- (13) 防犯対策及び緊急時における対策等危機管理体制。
- (14) 利用者の増加、利用率向上（特に、大学及び学生）に向けた方策。
- (15) 利用者からの苦情に対する考え方と対応策。
- (16) センターを周知するための広報及びPR方法。
- (17) 環境への負担を軽減するための考え方及び取組。
- (18) 男女共同参画の取組。
- (19) 自己評価（マネジメントサイクル）の取組。
- (20) その他の提案事項。

1 1. 指定管理者の選定

(1) 審査の基準

指定管理者の候補者の審査にあたっては、条例で定める指定の基準に照らし、次に掲げる事項を総合的に判断することとする。

- ア. センターの管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有していること。
- イ. センターの公共性、公平性、公正性を担保できること。
- ウ. センターの利便性（サービス）の向上、利用者の満足度の向上等を図る方策が優れていること。
- エ. センターの効率的な管理運営が行われ、維持管理経費の縮減及び利用料金等の増収を図る方策が優れていること。
- オ. センターの達成目標の設定と実施方針が優れていること。
- カ. 個人情報保護管理、情報公開及び危機管理を図る方策が優れていること。

(2) 審査方法

指定管理者の候補者を適正に審査するため、市民委員を含む選定委員会を設置し、提出された指定申請書等により以下のとおり審査を行う。

- ア. 一次審査（資格審査、書類審査及び必要に応じヒアリング）を経て、選定委員会による二次審査を行う。
- イ. 二次審査は、選定委員会において提出された書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(3) 結果通知

選定委員会の審査結果の報告を受け、10月中旬に審査結果を申請者に通知する。

(4) 決定

指定管理者の決定は、八王子市議会での議決後に行う。

1 2. 協定

管理運営業務に関する細目について、規則第 1 2 条の規定に基づき、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について別に定める年度協定書を締結する。

1 3. モニタリングの実施

指定管理者は、市がセンターに関して実施するモニタリングにおいて、「八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン」に従うこととする。

なお、モニタリングの評価結果は公表する。

1 4. 個人情報保護

(1) 本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号)、八王子市個人情報保護条例(平成 16 年八王子市条例第 33 号)及びその他の関係法規等を遵守すること。

ア. 秘密等の保持

指定管理者は、管理運営業務の範囲内で知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

イ. 第三者への委託の禁止又は制限

指定管理者は、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行うものとする。ただし市の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 個人情報の保護については、協定期間が満了し若しくは指定を取り消された後においても遵守すること。

1 5. 情報公開

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたって、前項に規定する個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図ること。

1 6. 情報提供

(1) 指定管理者審査に関する情報の提供

候補者として選定された団体名、選定理由、事業提案書、評価及び審査結果については、原則として市は広く情報提供を行う。

(2) 指定管理業務に係る情報提供

協定書及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行う。(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。)

(3) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除

き公開する。

17. 緊急時の対応

管理運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して速やかに通報すること。

また、事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たること。

18. 災害応急活動等

指定管理者は、災害時において、市が『八王子市地域防災計画』に基づき行う災害応急活動等に協力するものとし、協力業務の内容については基本協定に定める。

なお、市の要請に基づき、協力業務を指定管理者が実施した場合、市が必要と認めた費用は、市が負担するものとし、指定管理者は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を市に請求するものとする。

19. 地域との連携及び協働

管理運営業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めること。

20. 環境対策

- (1) 本業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン」と同等の取組みを行うとともに、「八王子市環境マネジメントシステム」(LAS-E)に基づき、環境配慮行動に取りくむこと。
- (2) ディーゼル車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」他、各県条例に規制するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

21. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定の取り消し

市は、事業報告や日常的な監督の結果、指定管理者が、次の事項に該当すると認めるときは、指定管理者に対して、業務の改善を行うよう指示を行う。それでも当該指示に従わない場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定の取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

なお、指定の取り消し及び業務の停止を行う場合には、その旨を告示する。

ア. 本業務に関する協定に違反したとき。

イ. 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく市の指示に従わないとき。

ウ. 管理運営業務を継続することが適当でないと市が認めたとき。

エ. 本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき。

オ. 指定管理者又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又はその構成員であることが明らかとなったとき。

カ. 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

前項（カを除く）に記した事項又は指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、また、その恐れがあると市が判断した場合、市は、指定の取り消しができるものとする。その場合に発生する損害について、指定管理者は市又は第三者に賠償しなくてはならない。

(3) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

大規模修繕が必要となった場合や、不可抗力その他で市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は業務の継続の可否を協議し、協議が整わないと双方が判断した場合、協定を解除することができるものとする。

(4) 指定の取り消し等に係る損害賠償

市が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(5) 業務の引継ぎについて

指定の取り消し及び協定の解除後、指定管理者は次期の指定管理者が円滑に業務を行えるよう、3か月前より引継ぎを行うこと。なお、引継ぎにかかる費用は、原則として指定管理者および次期指定管理者の負担とする。

2.2. 問合せ先

八王子市市民活動推進部学園都市文化課(八王子市役所8階)

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話番号 042(620)7409

ファックス番号 042(626)0253

メールアドレス b050800@city.hachioji.tokyo.jp